日韓歴史問題の現段階　飛田雄一　　（むくげ通信 305 号（20210328）より

「日韓和解と平和プラットフォーム」は、2020 年７月２日、私も発起人のひとりとなって発足した。これは「私たちは、この厳しい現実の前で、これまでの相互のかかわり方を深く省みて、 両国の新たな出発のために献身することを誓いながら、「日韓和解と平和プラットフォーム」を発足させる」というものだ（後掲、同宣言文参照）。この文章は、飛田が２月 22 日、ZOOM で開催された「日韓プラットフォーム合同運営委員会」で行った日本側主題発表である。同プラットフォームは、２月２日、「韓国の「慰安婦」裁判、徴用工裁判の判決を受けて～日頃、共に平和運動に取り組む皆さんへ～」を発表している（これも後掲）。

●１　日本の朝鮮植民地支配と日韓条約

日韓条約は 1965 年に締結され、日本と韓国が国交を樹立した。国交樹立にあたって最大のテーマは、植民地支配の「歴史」だ。それをどう総括するのかであった。日韓会談は、予備会談が 1951 年に始まった。アメリカの働きかけによるもので、身近に迫ったサンフランシスコ講和条約の発行（1952.4.28）に関連する在日朝鮮人の処遇の問題が大きなテーマであった。韓国側の記録に、日本政府は、賠償問題等を協議しようとする韓国側に対して在日朝鮮人の国籍問題だけを協議しようとしているという記述もある。

1948 年 8 月 15 日に成立した韓国と日本に国交がなかったのは当然のことであり、「国交回復」ということはありえない。あくまで「樹立」である。それゆえ、1919 年に上海に成立した大韓民国臨時政府の後継たる韓国が、日本による植民地支配を不当／不法と主張したのである。

会談では具体的に、賠償問題等をめぐって論戦がおこなわれたが、日本側の発言によりたびたび中断されている。その発言は例えば、日本側首席代表の外務省参与久保田貫一郎による「もし韓国併合 36 年間の賠償要求を出していれば、日本としては、総督政治のよかった面、例えば禿山が緑の山に変った、鉄道の敷設、港湾の建設、米田が非常に殖えたことなどをあげて韓国側の要求と相殺したであろう」（1953.10.15）の発言である。

この点についての両国の主張は平行線をたどったが、終盤段階で妥協が成立することとなる。現在では周知の事実となっているが、条約の解釈を双方が別途におこない、その解釈に「異をとなえない」ことにしたのである。

日本側は、「韓国併合」条約は当時合法であったが、日韓条約締結時には「もはや無効」となったと解釈し、そのように発表した。したがって有償無償 5 億ドルの支払いは「独立祝い金」で、賠償金ではないとした。

韓国国内では熾烈な日韓条約反対運動が展開されていたが、この日本政府の解釈が受け入れられることはない。そこで韓国政府は、「이미」（イーミ）無効であることを確認したとした。韓国側の解釈によれば 1910 年にさかのぼって無効／違法であるとの解釈である。したがって、5 億ドルも限りなく賠償金的なものであると韓国国内で宣伝した。

日韓条約の原文は、その部分は英文で「already null and void」である。私には韓国語のニュアンスがよく分からないが、「이미」にさかのぼるニュアンスがあるとも聞いている。この英語の原文を考えたのが日本の官僚で、この英文を考え出した官僚が、真の（？）の日韓条約成立の立役者であるとも言われている。

●２　1982 年の日本における「教科書問題」

1982 年日本では、中国にたいする「侵略」が「進出」に書き換えられとして「教科書問題」が大きくとりあげられることになった。文部省の検定は細部にまで及んだが、朝鮮関係の記述として以下のような例がある。

実教出版『世界史』の場合だが、写真説明のなかで、検定前に、「日本の朝鮮侵略に対し、19 世紀末から義兵闘争がおこわれ‥‥」という記述の「侵略」が検定後の教科書では「侵入」に書き換えられている。（『季刊三千里』32 号、1982 年 11 月）

日本政府は、朝鮮植民地支配合法論を、教科書においても主張させたかったという意図が読みとれる。

●３　1992 年 1 月の宮沢首相の「慰安婦」謝罪

2021 年 2 月 8 日のソウル中央地方法院における「慰安婦」判決は、私には 1992 年 1 月の宮沢首相の「慰安婦」謝罪を想起させた。

1990 年から、「慰安婦」問題が日本で大きな問題と

なった。日本政府は、民間業者が勝手にしたもので政府に責任はないという立場であり、そのような主張を国会でもおこなっていた。その「民間業者」説に耐えられないと、1991 年 8 月、韓国で金学順さんは自身が慰安婦であったとする記者会見をおこなったのである。日本政府はその後も「民間業者」説に固執していたが、同年末、中央大学の吉見義明さん（当時）が防衛庁図書館で慰安所運営に軍が関与していることを示す文書を公表したのである。(朝日新聞、1992.1.11)

その後、同年 1 月 19 日の宮沢首相のソウル訪問のとき、日本政府としての「民間業者」説を撤回（？）して、謝罪をおこなったのである。当時私はその発表を聞いて、「歴史が動く」という感慨をもった。

そして同年 1 月 29 日、宮沢首相は国会においても、「私たちは言葉では言いようのない苦痛を味わった方々に心からの反省の意とお詫びの気持ちを表明いたします」と語ったのである。その後の日本政府の態度とは乖離があるが、歴史的な事実として確認しておきたいと思う。

●4　その後の日本政府の見解の推移、そして今

先にのべた 1965 年の日韓条約締結の日本政府の見解、植民地支配合法論は、その後も変化はなかったのか？　いや、そうではない。

1995 年、戦後 50 年の村山首相の 8 月 15 日の戦後 50 周年記念式典に際しての村山内閣総理大臣談話は、次のように述べた。

「いま、戦後５０周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。／わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます」

1998 年 10 月 8 日、この村山談話を受ける形で、韓国金大中大統領との間で「日韓パートナーシップ宣言」がだされた。1965 年の日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約によって国交が結ばれて以来、過去の両国の関係を総括し、現在の友好協力関係を再確認するとともに、これからあるべき日韓関係について意見を出し合い、新たな日韓パートナーシップを構築するとの共通の決意を宣言したといわれている。

「小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。」

これをうけて金大中大統領は、「かかる小渕総理大臣の歴史認識の表明を真摯に受けとめ、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である旨表明した。」

そして、「両首脳は、両国国民、特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要であることについて見解を共有し、そのために多くの関心と努力が払われる必要がある旨強調した」。日韓条約で欠けていた、植民地支配の歴史を「共有」したといえるのではないだろうか。

2002 年 9 月 17 日、平壌を訪問した小泉首相と朝鮮民主主義人民共和国国防委員長金正日が「日朝共同宣言」を発表した。そのなかに次の一節がある。

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。」

ここでは具体的に植民地支配という言葉が用いられている。

2005 年 8 月 15 日、戦後 60 年の小泉首相の談話は次のとおりである。

「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史、の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外のす

べての犠牲者に謹んで哀悼の意を表します。悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意です。」

そして、2010 年 8 月 10 日、菅直人首相は、韓国併合（1910 年）100 年を迎えるにあたって次のように述べて、植民地支配の責任を明確にしたのである。
「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、改めて痛切な反省と心からのお詫びを表明します。」

一方、安倍首相は、戦後 70 年にあたって発表された談話がある。もちろん、閣議決定され、政府の公式見解となっているものである。先にのべた歴代の首相談話とどのような違いがあるのだろうか？　安倍談話は以下のようになっている。
「満州事変、そして国際連盟からの脱退。日本は、次第に、国際社会が壮絶な犠牲の上に築こうとした「新しい国際秩序」への「挑戦者」となっていった。進むべき針路を誤り、戦争への道を進んで行きました。／我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。その思いを実際の行動で示すため、インドネシア、フィリピンはじめ東南アジアの国々、台湾、韓国、中国など、隣人であるアジアの人々が歩んできた苦難の歴史を胸に刻み、戦後一貫して、その平和と繁栄のために力を尽くしてきました。」

ここでは、侵略、植民地支配などという言葉を使用していない。ことさら避けているようにみえる談話である。しかし、最後の部分では、従来の首相談話について、「こうした歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないものであります」とのべている。植民地支配の責任等についてのべたこれまでの首相談話について、「いやいやながらの継承した」といえそうである。

しかし、継承は継承だ。私たちは、この点をおさえておきたいと思う。現在の菅義偉首相は、安倍首相の路線を引き継ぐものとされている。日韓条約以降、村山首相から菅直人首相に引き継がれた歴史認識を、いやいやではあろうが「継承」しているのである。この間の日本政府の歴史認識の変化は、この間の日韓市民の、正しく植民地支配の不当性を認識させようとるす運動の成果でもあるともいえる。

日韓の市民が、さらに共同の運動を進めて、日本政府に植民地支配責任を明確にさせ、日韓条約時を越える新しい日本と韓国の関係をつくりあげることが重要である。

日韓和解と平和プラットフォーム　発足宣言文

韓国と日本の市民社会と宗教界は、日韓両国が不幸な歴史を乗り越えて和解と平和を成し遂げ、東北アジアの平和と共生のために協力する真のパートナーになることを切に望み、 民間の協力を図ってきた。

しかし 2018 年 10 月、韓国大法院（最高裁判所）の元強制徴用労働者（徴用工）に対する賠償判決と、これに対する安倍政権の経済報復措置などで、両国関係は最悪ともいわれる対立状態が続いている。

まず私たちは、この厳しい現実の前で、これまでの相互のかかわり方を深く省みて、 両国の新たな出発のために献身することを誓いながら、本日、「日韓和解と平和プラットフォーム（以下、日韓プラットフォーム）」を発足させる。

今後、日韓プラットフォームは、両国間の和解と平和、さらには東アジアの非核平和のための「共同の家」（Common House）を建設するという目標の下、民間の協力と連帯を強化することに最善の努力を尽くす。 このような努力を通じて、民衆の声が聞こえ、日韓社会全般で和解と平和への民意参加が拡大することを信じる。

日韓プラットフォームは、

第一に、「記憶」の大切さを共有する。
加害と被害の苦しい過去を忘却せずに記憶（remember）することは、逆説的だが、健全な日韓関係を始める出発点であり、ひいては信頼に基づいた日韓共同体を再構成（re-member）する上で根本的な土台になる。

第二に、「多様性」を尊重し「違い」を認め合う。
私たちは、日本が帝国憲法の下で覇権主義的な“大東亜共栄圏”建設という名によって侵略戦争を進め、創氏改名や神社参拝などを通じて「皇民化」（徹底した同化による民族性抹殺）を強要し、また韓国の独裁政権が、思想と言論の自由と多様性を抹殺し画一主義を強制した辛い経験を持っている。私たちは、まだこうした歴史の負の遺産を清算できずにいる。「多様性」を尊重し「違い」を認め合うことは、差別と嫌悪のない社会、多様な価値と文化を享受する共生の世界を作る第一歩だ。

第三に、平和づくりに先頭に立つ。
この時代を生きている私たちすべてにとって、「平和」は選択肢ではなく当然の使命だ。特に日本の平和憲法は、東北アジアの平和と共生のための安全装置として、日本だけの資産ではなく、

平和を望む世界の人々の貴重な共有財産である。韓半島（朝鮮半島）の平和体制構築は韓半島（朝鮮半島）をこえて、東北アジアに平和と協力の新しい時代を開き、世界をより平和的なところへと導く鍵である。

第四に、核／核兵器のない東北アジアと世界をつくることに最善を尽くす。
日韓両国をこえて東北アジアの住民は、日常的な核の脅威の中で暮らしている。東北アジア地域の原子力発電所と核戦争の脅威は、東北アジアをこえて全地球村住民たちと生態系全般の生存権を侵害している。核のない世界を作ることは、これ以上遅れさせることはできない。東北アジア非核地帯と核兵器のない世界（核兵器使用禁止条約発効）のために働きかけていくべきである。

第五に、次の世代が夢と希望を持てる社会を作る。
いま日韓両国は、新型コロナウイルス感染拡大に苦しんでいる。とくに日本においては、政府による生活支援制度の多くから、移民や在日韓国・朝鮮人など社会的少数者は排除されている。偏狭な民族主義を克服し、日韓両国の若者が自由と平等、正義と平和、包容と和合、和解と共生という人類の普遍的価値が実現する社会で暮らせるよう、平和教育・人権教育・多文化教育に私たちの力量を結集する。

日韓両国の市民社会と宗教界は、重大な歴史的転換点に置かれている。現在の危機を「新たな機会」に変えるために、私たちは民意の参加を集め、広げることに最善を尽くすだろう。

2020 年7月2日
日韓和解と平和プラットフォーム発足式　発起人一同

韓国の「慰安婦」裁判、徴用工裁判の判決を受けて～日頃、共に平和運動に取り組む皆さんへ～

2021 年2月2日　日韓和解と平和プラットフォーム日本運営委員会

2018 年、韓国の大法院（最高裁判所）は、日本製鉄と三菱重工に対して、強制労働被害者への損害賠償を命じる判決を下しました。日本による韓国併合は不法であり、その下での動員も不法行為であるという判断が、判決の根拠となっています。一方で、日本の司法は日本による植民地支配を合法として判断し、植民地出身者の国家総動員法への適用を合法と見なす立場で判決を下してきました。しかし韓国の大法院判決は、日本の司法判断は植民地支配に抗して立ち上がった３・１独立運動（1919 年）や李承晩独裁政権を打倒した４･19 革命（1960 年）の精神に基づく大韓民国憲法の核心的価値に真っ向から衝突するものだと述べています。したがって、韓国大法院のこの判決は大韓民国憲法の基本原理に忠実な判決であり、韓国の民主化運動の成果であるとも言えるのではないでしょうか。

●真っ当な判決を受け止め
政府間の外交政策を見直すことこそ必要

　これを日本の異なる事例に置き換えて考えてみます。日本において、日本国憲法９条を条文通り解釈した真っ当な判決を勝ち取ることは非常に困難です。例外は、駐留米軍の存在を憲法９条違反として砂川事件を裁いた東京地裁の伊達判決（1957 年）や、自衛隊のイラク派兵を憲法違反とした名古屋高裁判決（2008 年）など、ごくわずかです。最高裁でこのような判決を勝ち取る日が１日も早く訪れることを私たちは願っています。もし仮に、日本の最高裁が米軍による人権侵害を裁く裁判において、判決の根拠として駐留米軍の存在自体が憲法９条に違反するということを根拠にした判決を下したとします。

米政府が「その判決は日米安保条約に違反する。日本政府は国際条約をちゃんと履行できるよう責任をもって、司法を黙らせろ（そのような露骨な言い方はしないと思いますが）」と言ってきたら、私たち日本の市民は米政府の態度を不遜なものとして受け止めるでしょう。高度な政治性を有することを理由に司法判断を回避してきたこれまでの判決こそが間違っているのであって、真っ当な判決を厳粛に受け止め、今こそ日米の外交政策を見直すことこそが必要だと私たちは考えるのではないでしょうか。

こうして立場を変えて考えたとき、強制労働被害者に請求権を認めた韓国大法院の判決に対し、日本の河野外務大臣が駐日韓国大使を呼び出し、「国際法違反の判決だ。無礼である」と発言したことのあまりの不遜さに私たちも怒りを覚えます。

●被害事実は日本の司法も認定。
日本政府に主体的解決を求める

2021 年１月８日、ソウル中央地裁は、日本政府に対して、原告の元「慰安婦」被害者 12 名に賠償を命じました。

日本ではこの判決を不当判決だとする受け止め方が多数を占めています。それは日本政府ばかりでなく、民間のメディア、世論においても同じです。この判決は「主権国家は他国の裁判には服さない」という国際法上の常識である「主権免除」に反するということがその理由とされています。しかし、今日、反人道的行為を裁く裁判においては、「主権免除」が適用されないという事例もあり、決して「主権免除」を適用しないことが常識外れであるとは言えません。

また、日本の裁判所でも、「慰安婦」被害者への謝罪と賠償をめぐって、10 件の裁判が行われています。10 件のうち８件は、被害者の被害事実が認定されています。被害者への賠償を命じたのは、山口地裁下関支部の判決のみですが、他の判決も、被害者の人権回復のために日本政府が主体的に賠償することを禁じているわけではありません。被害者の被害事実と日本政府の関与は日本の司法も認めているわけですから、今回の韓国の司法判決に反発するのではなく、日本政府は主体的に被害者の人権回復のための措置を取るべきです。

●政府間合意は政治的妥協でなく、
被害者の人権を尊重した見直しを

日本では、2015 年に「慰安婦」問題について合意したいわゆる日韓合意を韓国政府は約束通り履行すべきだというような意見が少なくなくありません。しかし、この合意は被害者の意思を確認することなく決められたものであり、国連の人種差別撤廃委員会も日本政府に対して、「被害者中心アプローチで、あらゆる国籍の「慰安婦」被害者を包摂した永続的な解決のための努力をすること」を求めています。

日韓関係は 1965 年の国交正常化のときも、2015 年の「慰安婦」問題に関する合意を発表したときも、歴史認識問題を人権問題としてではなく、日・米・韓の軍事的結束の阻害要因として見なしてきた米政府の圧力があったことが明らかになっています。米政府の圧力の下、両国が政治的妥結を図り、被害者が取り残されてきました。

被害者たちを今度こそ救済しようというのが、近年の韓国の司法判決です。とりわけ女性の人権に対する意識は民主化とともに高揚し、現在の#Me too 運動まで引き継がれています。これまで被害者であるにも関わらず沈黙を強いられてきた被害者を二度と置き去りにしない、そして被害者の名誉回復を願う強い世論が、2015 年の日韓合意を許さないという世論をつくりました。被害者の意思を尊重して日韓合意の見直しを図ることは、日本政府にとって人権を尊重する国として国際社会の信頼を回復することにもなるのではないでしょうか。

●沖縄県の仲井眞元県知事の辺野古埋め立て承認と、
日韓合意

一度合意したことを見直すという点では、課題は異なりますが、沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題と比較します。2013 年、沖縄県の仲井眞元知事は公約を破って、辺野古埋立を承認しました。現在、日本政府が基地建設を強行しているのは、仲井眞元知事の埋め立て承認を根拠のひとつにしています。その後の翁長元知事、現在の玉城知事も埋め立てに反対しています。2019 年に行われた県民投票では、投票率 52.4%で、72%の県民が辺野古新基地建設に反対しました。私たちは、日本政府とは異なり、仲井眞元知事が埋め立てを承認したことではなく、その後の県民投票など現在の沖縄の世論をより尊重し、また、これまで沖縄に犠牲を強い続けてきた歴史背景も踏まえて、沖縄県民とともに日本政府に辺野古新基地建設を見直すことを求めています。

政府と地方自治体の関係と、国と国との外交関係を法的には同次元に語ることはできないかもしれませんが、日韓関係においても、被害者と被害者を支える韓国の世論と私たちは連帯して、両政府間の合意の変更を求めることはできないのでしょうか。日本の圧倒的世論が辺野古新基地建設反対となったなら、日本政府も米政府と向き合い、日米両政府の合意を見直しせざるを得なくなります。現在、韓国政府が韓国の世論と日本政府との間で難しい２舵取りを迫られているのは同じ構図です。問題は韓国政府にあるのではなく、日本政府の政策を変えることができない私たちです。

●歴史認識問題を棚上げにしてきた
「1965 年体制」の終わりの始まり
～当面の課題と今後の展望～

私たちは、被害者の意思とそれを支える韓国の世論、憲法に深く根差した判決を勝ち取った韓国の市民社会の力に敬意を表します。韓国の司法が日本による植民地支配を不法なものとし、強制労働被害者、「慰安婦」被害者の請求権が残っているという判決を下したことを「1965 年体制の終わりの始まり」と表現した韓国の報道もありました。歴史認識問題を棚上げにしない、植民地支配の被害者を置き去りにしない新しい日韓関係の始まりだという意味です。

残念ながら、日本の市民運動はまだまだ非力で、日韓基本条約及び日韓請求権協定の見直しを日本政府に迫るほどの力はありません。当面は、日韓請求権協定で日韓両政府が放棄したのは外交保護権であり、個人請求権は消滅していないことを根拠に、強制労働被害者にも「慰安婦」被害者に対しても賠償するよう、それぞれ被告の企業と日本政府に求めていきます。しかし、いずれは日本政府に韓国併合が不法であったことを認めさせ、日韓基本条約及び日韓請求権協定に代わる新たな日韓関係を築きたいと思います。

日本にとって植民地支配を反省するということは、朝鮮民主主義人民共和国とも国交正常化し、過去清算に取り組むこと、そして、植民地支配の結果、日本に暮らすことになった在日コリアンへの差別的政策を廃絶し、異なるルーツをもつ人々が共に暮らすことができる社会を築くことを意味します。私たちも韓国の民主化運動に学び、植民地支配の下で過酷な人権侵害を受けた人たちの人権と尊厳を回復する努力を通じて、東アジアの平和の礎を築いていきたいと思います。

日韓和解と平和プラットフォーム日本運営委員会

【日本側共同代表】小野文珖（群馬諸宗教者の集い）／髙田　健（戦争させない・９条壊すな！総がかり行動）／野平晋作（ピースボート）／光延一郎（日本カトリック正義と平和協議会）

【日本側運営委員】飯塚拓也（日本キリスト教協議会東アジアの和解と平和委員会）／石川勇吉（愛知宗教者平和の会）／小田川興（在韓被爆者問題市民会議）／北村恵子（日本キリスト教協議会女性委員会）／金　性済（日本キリスト教協議会総幹事）／白石　孝（日韓市民交流を進める希望連帯）／平良愛香（平和を実現するキリスト者ネット）／武田隆雄（平和をつくり出す宗教者ネット）／中井　淳（日本カトリック正義と平和協議会）／比企敦子（日本キリスト教協議会教育部）／飛田雄一（神戸青年学生センター）／渡辺健樹（日韓民衆連帯全国ネットワーク）／渡辺美奈（WAM＜女たちの戦争と平和資料館＞）

【日本側事務局】くじゅう・のりこ（東アジアの和解と平和ネットワーク）／佐藤信行（外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会）／潮江亜紀子（朝鮮学校と連帯しこ

ども達の教育を考える会）／昼間範子（日本カトリック正義と平和協議会）／藤守義光（日本キリスト教協議会総務）／渡辺多嘉子（平和を実現するキリスト者ネット）
◆日韓和解と平和プラットフォーム　日本事務局
〒169-0051　東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24　日本キリスト教協議会（NCCJ）内
電話（03）6302-1920　　E-mail：general@ncc-j.org

『季刊三千里』とむくげの会、神戸学生青年センター、あるいは私　飛田雄一

2021 年３月 27 日、『季刊三千里』改題集（全８巻）刊行記念[学術会議]ZOOM が開かれた。翰林大学（韓国春川）は、『季刊三千里』を共同研究しているが、それに関連する学術会議。日本側からの講演、発題は、朴一「在日コリアン研究 40 年を振り返って―在日コリアンにとっての国家、名前、国籍、出自をめぐる葛藤」、外村大「歴史としての「季刊三千里」―時代の規定性と現状変革の模索」。飛田は、総合討論で、１５分、自由に発言をとのことだった。これはその発題原稿。
実はむくげの会は、コロナがなければ昨年の合宿は春川の予定だった。冬のソナタロケ地めぐりほかを予定していたが、翰林大学を訪問して、『季刊三千里』をめぐる意見交換も予定していた。来年は（？）実現したいものだ。

●１　むくげの会のこと

1950 年生まれの私は、大学に入ったのが 1969 年。日本では、「学園闘争」が盛んな時期で、その年の東京大学は、入学試験そのものがなかった。地方大学に入学した私たちは、「浪人する余裕がなかった。東大入試がなかったから仕方なくここに入った」とみんな言っていた。

私は、神戸大学農学部に入学し、それなりに（？）学生闘争に参加しながら、ベトナム戦争に反対する市民運動（ベ平連）で活動していた。そのなかで、在日朝鮮人問題にであい、1971 年 1 月から、朝鮮の歴史文化を学ぶ「むくげの会」をつくった。

三千里の記録をみると、むくげの会について、「〈サークル紹介〉むくげの会」（3 号、1975 年 8 月 1 日）、「むくげの会のことなど」(16 号、1978 年 11 月 1 日）を書いている。

隔月刊のむくげの会の機関紙『むくげ通信』は、2020 年 5 月 31 日に 300 号を発行している。そのあいさつ「『「むくげ通信』」300 号までやってきました」がホームページに貼られている。
https://ksyc.jp/mukuge/300/300-kantougen.pdf

現在の会員は、堀内稔、飛田雄一、山根俊郎、信長正義、深田晃二、大和泰彦、足立龍枝、近藤富男、川那辺康一の 9 名。その 300 号のあいさつは、以下のようにある。

「現在の通信は、A4 版、横書き、カラー印刷ですが、この体裁については変遷がありました。1996 年 11 月号（159 号）までは縦書きです。1997 年 1 月号（160 号）から横書きに変わります。手書きガリ版刷りの時期が長く続きますが、1988 年頃からワープロ版が一部に入ってきます。ワープロ導入の最も早かったのはガリ版の名手・信長正義で、最も遅れたのがガリ版の悪手・山根俊郎でした。現在も好評で最も通信の中で多くの方が読まれる「編集後記」だけは手書きを守っています。

A4 版に変わったのは 2011 年 1 月号（244 号）からです。そしてカラー印刷が一部に登場したのが 2010 年 9 月号（242 号）です。243 号（2010 年 11 月）の表紙には志村三津子さんの鮮やかな「わたり蟹」の絵が登場します。」

むくげ通信の総目録は、
https://ksyc.jp/mukuge/tuusinn.html にある。

むくげの会は、現在も月 2 回の例会、2 カ月に一度の通信発行を行っている。例会にはゲストディがあり、直近のゲストディ（2021 年 3 月 16 日）は ZOOM で開かれ、ゲストはソウル在住の成川彩さんだった。コロナ以前は、隔月で「むくげグルメの会」を阪神間の韓国家庭料理の店でしていたが、今は休会中だ。また復活したいものだ。

●２　神戸学生青年センターのこと

大学の学部 4 年、修士課程 2 年のところを 50%増の 9 年で卒業した私は、1978 年神戸学生青年センターに就職した。センターはアメリカ南長老教会と日本キリスト教団を母体とする財団法人で 1972 年に設立されたものだ。そこでは朝鮮史セミナーが開催されていて、私は聴講生として参加していた。講師陣は、姜在彦、李進熙、金達寿、金石範、朴慶植らの先生方で、季刊三千里の先生方はほとんど来てくださっていた。私はセンターに就職するまでは聴講生として、1978 年

に就職してからは、スタッフとして先生方のお話を聞くことができた。うれしいことだ。録音テープがほぼ完全に保管されており、そのデジタル化も進んでいる。

文章は元気があるが講演は眠たくなる先生もおられた。どなたとは申し上げないが、エンジンのかかりの遅い先生には講演会前に少しビールをご一緒したこともある。もちろん文章も講演もお上手な先生もおられる。

三千里 25 号（1981 年 2 月 1 日）の特集は「朝鮮人観を考える」だが、そこの「架け橋をめざして」に「神戸朝鮮史セミナー」のことを書かせていただいている。

センターには、出版部もあるが、そのきっかけは、梶村秀樹先生の朝鮮史セミナー「解放後の在日朝鮮人運動」（1879 年 7 月 28 日～29 日）の講演録出版だ。その後、何冊かの本を出した。「いい本ですね」を言われながらもさっぱり売れず在庫をかかえている本もある。

出版目録等は、https://ksyc.jp/category/publish/ をごらんいただきたい。

1972 年に始まったセンターは、今年（2021 年）5 月から新しい場所に移転する。センターの入っているマンションの建て替えによるものだ。場所は、現在のセンターより、より阪急六甲駅に近い二つの建物だ。

「ウエスト 100」（阪急六甲駅より西へ 100 メートル、本部）と「ノース 10」（同北へ 10 メートル、分館）。宿泊事業は中止するが、それ以外のセミナー、貸会議室等はそのまま継続する。ぜひ機会をみつけて新しいセンターに来ていただきたい。私自身は、2019 年 9 月に館長を退職して理事長となっているが、ときどきはそこに出かけている。私の顔をみに来られるときはぜひ事前連絡をお願いしたい。その方法は、hida@ksyc.jp　が望ましい。ちなみに新センター（ウエスト 100）は、〒657-0051 神戸市灘区八幡町 4-9-22　TEL 078-891-3018 FAX 078-891-3019。ホームページ　https://ksyc.jp/ 代表メール　info@ksyc.jp に変更はない。（ちょっと、宣伝がすぎたようだ・・・）

●3　『季刊三千里』と原稿料

三千里に私自身は、以下の原稿を書かせていただいている。（先の朝鮮史セミナー紹介記事など、私が丁寧に記録／保管しているようであるが、そうではない。金達寿研究の廣瀬陽一さんのホームページに、『季刊三千里（1975.2-1987.5）』、『季刊青丘（1989.8-1996.2）』、『季刊まだん（1973.10-1975.6）』、『在日文芸民涛（1987.11-1990.3）』、『ほるもん文化（1990.9-2000.9）』などの総目次が掲載されているのである。廣瀬さんにはいつも感謝している。
http://srhyyhrs.web.fc2.com/ichiran.html）

「植民地下の赤色農民組合運動――定平農民組合の運動」（27 号、1981 年 8 月 1 日）
「入管令改正と在日朝鮮人の在留権」（28 号、1981 年 11 月 1 日）
「在日朝鮮人と指紋――押なつ制度の導入をめぐって」（35 号、1983 年 8 月 1 日）
「ＧＨＱ占領下の在日朝鮮人の強制送還」（48 号、1986 年 11 月 1 日）

これらはいずれも先の『むくげ通信』に書いたものを改稿したものだ。改稿といえばかっこいいが、実態は「使いまわし」だ。三千里には、大学の先生だけでなく、多くの人が原稿を書いている。編集部が、フットワーク軽くいろんな書き手を発掘したのだろうと思う。だから若手（当時）の私も書かせていただいたのだ。

そして、特筆すべきは原稿料がきちんと支払われていたことである。おそらく大学教授であろうが市井の市民であろうが、同額の（未確認だが）原稿料が払われた。その原稿料は、400 字 1 枚 2 千円。私は、初めて原稿料なるものをもらったのが三千里だった。10 枚、4000 字書くと 2 万円、これは大きかった。それゆえ、次にまた原稿依頼があったときに、多くの人が断ることなく引き受けたのだろう（？）。編集委員たちに「依頼した原稿には原稿料を支払う」というポリシーがあったと思う。すばらしいことで、私もおおいにそのおかげをこうむった。

翰林大学の『季刊三千里』の紹介作業に敬意を表している。＜『季刊三千里』改題集刊行記念[学術会議]＞に際し、私と三千里の関係等について、お話させていただく機会を得たことを感謝している。

『季刊三千里』解題集